



多重債務者対策本部有識者会議  
(3月26日)



企業会計審議会総会  
(3月26日)

## 目次

### 【トピックス】

- 「監査基準の改訂に関する意見書」の公表について…………… 2
- 未公開株取引等の問題に対する対応状況について…………… 3
- FSAリサーチ・レビュー第6号の公表について…………… 4
- 平成22年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定・公表について…………… 8

### 【法令解説等】

- 上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実について…………… 9
- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正」について…………… 13
- 「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正」について…………… 14
- 「保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正」について…………… 15
- 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針」について…………… 15
- 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)」について…………… 17

【お知らせ】…………… 19

【金融ここが聞きたい!】…………… 22

【3月の主な報道発表】…………… 25

## 【トピックス】

### 「監査基準の改訂に関する意見書」の公表について

#### 1. 改訂の経緯

公認会計士監査を行うに際しての規範である監査基準については、これまでも、国際的な監査の基準や監査をめぐる内外の動向を踏まえ、必要に応じて改訂を行ってきており、現行の監査基準は国際監査基準と比して内容等において遜色のないものになっています。

国際監査基準では、すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする明瞭性（クラリティ）プロジェクトが、2009年3月に完了しました。今般の同プロジェクトは、基準の規定文言を明確化するための技術的な改正を中心とするものですが、改正後の国際監査基準と我が国の監査基準との間には、一部に差異が生じることになりました。こうしたことから、企業会計審議会（会長 安藤英義 専修大学教授）では、平成22年3月2日に開催された監査部会において、国際監査基準の明瞭性プロジェクトによる改正に対応し、監査人の監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における差異を調整することを中心に検討を行い、3月5日に改訂基準の公開草案を公表し、広く意見を求めました。その上で、寄せられた意見を参考にしつつ更に検討を行い、3月26日に開催した同審議会の総会において、「監査基準の改訂に関する意見書」をとりまとめ、公表しました。

#### 2. 改訂基準の概要

##### (1) 監査報告書の記載区分等

現行の我が国の監査基準では、監査報告書には①監査の対象、②実施した監査の概要、③財務諸表に対する意見を記載することが求められています。一方、明瞭性プロジェクト後の国際監査基準では、監査報告書を①監査の対象、②経営者の責任、③監査人の責任、④監査人の意見に区分した上で、①の監査の対象以外については、それぞれ見出しを付して明瞭に表示することを要求しています。こうしたことから、我が国の監査基準においても、監査報告書の記載区分を現行の3区分から4区分にし、「経営者の責任」「監査人の責任」を監査報告書上明確にするとともに、国際監査基準において求められている記載内容を踏まえてそれぞれの記載区分における記載内容を整理しました。例えば、監査の対象に含まれていた「財務諸表の作成責任は経営者にあること」「監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること」については、それぞれ、②経営者の責任と③監査人の責任の区分に記載することにより明確化したほか、「監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること」等の記載を新たに③監査人の責任の区分に記載することを求めることとしました。

また、監査人による監査意見の形成過程そのものは、実質的に従前とは変わらないものの、「意見に関する除外」及び「監査範囲の制約」に関して、現行の我が国の監査基準では、重要な影響として一括して扱っていた、「重要性」と「広範性」について、国際監査基準では2つの要素を明示的に示すことになっており、今般の改訂においては、当該影響について、「重要性」と財務諸表全体に及ぶのかという「広範性」の2つの要素から判断が行われることを明確にしました。

##### (2) 追記情報

現行の監査基準では、監査人は、監査人の意見とは別に、説明又は強調することが適当と判断した事項については、情報として追記するものとされていますが、財務諸表における記載を特に強調するために当該記載を前提に強調する強調事項と、監査人の判断において説明することが適当として記載される説明事項との区分がなく、混在して規定されています。明瞭性プロジェクト後の国際監査基準では、両者を区分した上で記載することが求められていることから、我が国の監査基準においても、財務諸表における記載を前提に強調することが適当と判断した事項と監査人がその他説明することを適当と判断した事項について、それぞれを区分して記載することを求めることとしました。

#### 3. 実施時期等

改訂監査基準は、平成24年3月決算に係る財務諸表の監査から実施されます。なお、改訂基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることを要請しており、平成24年3月決算より新様式による監査報告書が作成されることとなります。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[監査基準の改訂に関する意見書](#)」の公表について（平成22年3月29日）にアクセスしてください。

## 未公開株取引等の問題に対する対応状況について

未公開株取引に関して、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が大幅に増加（平成19年1034件→20年1330件→21年2159件）しています。

[その相談内容](#)には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁等の行政機関から委託を受けたと説明するものや金融庁等の職員を名乗る事例も見られているところです。

また、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の取引に関して、[無登録業者が関与する詐欺的事例](#)のほか、金融商品取引業者（登録業者）による問題事例も発生しています。

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、下記のような対応に取り組んでいます。

- ・ [金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起](#)
- ・ 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ・ [無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告や、捜査当局との連携](#)

さらに、最近の状況を踏まえ、以下のような取組みを進めて行くこととしましたので、ここに紹介します。

### 1. 被害の未然防止に向けた取組み

- (1) 未公開株取引等への注意喚起を呼びかける[リーフレット](#)（『その「もうけ話」、大丈夫ですか？詐欺的な投資勧誘にご注意ください！』）を消費者庁・警察庁との連名で作成し、金融機関・郵便局・農漁協・警察・都道府県等地方自治体・商工会等を通じて、幅広く配布を行いました。
- (2) また、日本証券業協会において、消費者庁・警察庁・金融庁との連名により作成した[ポスター](#)（『こんな「未公開株勧誘」にご用心！』）の配付等に協力し、上記のリーフレットと同様、金融機関や郵便局などに送付し、掲示をお願いしました。

### 2. 被害の拡大防止に向けた取組み

- (1) 平成22年3月9日に国会に提出した「[金融商品取引法等の一部を改正する法律案](#)」において、金融商品取引法等に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対する裁判所の差止命令への違反に係る両罰規定の整備を目指しています（[説明資料①](#)）。  
これは、上記の裁判所の差止命令への違反があった場合に、当該差止命令に違反した行為者個人を罰することに加えて、法人に対しても罰則を科すことを可能とするものです。
- (2) 平成22年3月19日に警察庁が設置した「資産形成事犯対策ワーキングチーム」への参画など、警察当局との連携の強化を図っています。  
上記の「資産形成事犯対策ワーキングチーム」とは、ファンドの取引を利用した悪質事業者の撲滅及び被害の拡大防止を図るため、警察庁、金融庁及び証券取引等監視委員会を構成員とし、警視庁等首都圏警察及び関東財務局をオブザーバーとするもので、今後、問題のあるファンドについて、各機関の権限及び役割に応じて、具体的な取組みを行って行くことを予定しています。

### 3. 被害の回復に向けた取組み

- (1) 平成22年3月9日に国会に提出した「[金融商品取引法等の一部を改正する法律案](#)」において、破産手続開始の原因となる事実がある場合に当局から破産手続開始の申立てを行える範囲を、一部の

金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大する規定の整備を目指しています  
[（説明資料②）](#)。

ファンドの販売業者や運用業者において、資金を流用する等の詐欺的事案が発生した場合、当該業者に対して業務停止等の行政処分を行うことは可能ですが、更なる資金流出等の被害を防ぐ観点からは、自己破産の態様を行うに留まるなど、当局の対応には限界がありました。

今回の改正案が成立すれば、破産手続開始の原因となる事実がある場合、当局が破産手続開始の申立てを行うことが、すべての金融商品取引業者に対して可能となります。

- (2) 平成22年3月19日付で、金融機関等に対し、未公開株取引・ファンド取引等を含めて、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為」に該当する場合には「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づく手続を適切に実施する等の取組みを要請しました。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「未公開株取引等の問題に対する対応状況について」](#)にアクセスしてください。

## F S A リサーチ・レビュー第6号の公表について

金融研究研修センターでは、2009年度の研究成果としてF S Aリサーチ・レビュー第6号をとりまとめました。本号は、一年間に公表されたディスカッションペーパーのうち、研究論文として所収するにふさわしいものを、外部のレフェリーによる審査を経て、金融研究研修センター長 吉野 直行（慶應義塾大学経済学部教授）の責任のもとに所収し、下記の研究官論文3本、特別研究員論文7本を掲載しました。

### <研究官論文>

- (1) 「一般均衡分析によるプロシクリカリティ抑制の考察」（吉野直行・平野智裕・三浦翔）
- (2) 「コーポレート・ガバナンスと利益調整に関する実証分析」（三谷英貴）
- (3) 「新興市場と新規株式公開を巡る論点整理－内外既存レビューと制度設計への示唆－」（岩井浩一）

### <特別研究員論文>

- (1) 「銀行倒産における国際倒産法的規律」（嶋拓哉）
- (2) “A Note on Construction of Multiple Swap Curves with and without Collateral”（藤井優成・嶋田康史・高橋明彦）
- (3) 「買収防衛策導入の株価への影響について」（竹村泰・白須洋子・川北英隆）
- (4) 「内部格付手法における回収率・期待損失の統計型モデル－実績回収率データを用いたEL・LGD推計－」（三浦翔・山下智志・江口真透）
- (5) 「日本企業の負債政策と税制：パネル分析」（國枝繁樹）
- (6) 「中小企業のデフォルトリスクとその期間構造：大規模財務データによる実証分析」（藤井真理子・竹本遼太）
- (7) 「海外における金融規制に関する政策評価の動向－英国・EUの政策評価の現状とわが国への課題－」（杉浦宣彦・近藤哲夫）

なお、F S Aリサーチ・レビュー第6号に書かれている内容は、各執筆者の個人的な見解であり、金融庁あるいは金融研究研修センターの公式見解ではありません。

以下、リサーチ・レビューに掲載された各研究論文の要旨を掲載します。

### <研究官論文>

- (1) 「一般均衡分析によるプロシクリカリティ抑制の考察」（吉野直行・平野智裕・三浦翔）  
バーゼルの自己資本比率規制は、例えば、8%の自己資本比率を、すべての国に対して要求してきた。しかし、各国のマクロ経済の状況は異なっており、株価・地価などの資産価格の動き、経済成長率、金利の動きは、各国で異なる動きをしている。

銀行が、貸出の安定性を目指し、自己資本が貸し倒れリスクに対応するように準備される必要があるという制約条件の下での、銀行の最適な自己資本比率を導出している。それによると、最適自己資本比率は、(i) 株価の動き、(ii) 地価の動き、(iii) 景気の変動、(iv) 金利の動き、のそれぞれの変数の動きによって、変動させるべきであるという理論的な結論を導出している。景気が過熱している国では、自己資本比率を引き上げ、景気が低迷している国では、自己資本比率を低下させることが、望ましいことが理論的に証明されている。

データを用いた計量分析（詳細な分析は、現在進められているが）では、日本の場合には、景気低迷期の最適自己資本比率は、-2.01%の引下げが望ましかったこと、米国の景気過熱時期には、自己資本比率を4.4%引き上げていたならば、バブルを和らげたという結果となっている。

## (2) 「コーポレート・ガバナンスと利益調整に関する実証分析」(三谷英貴)

各経済主体の株式保有という観点からコーポレート・ガバナンスをみると、(i) 企業内部関係者による株式の保有（＝内部メカニズム {経営陣による株式保有、大株主による株式保有、事業法人による株式保有、ストック・オプション}）と、(ii) 企業の外部者による株式保有（＝外部メカニズム {国内・海外の機関投資家による株式保有、事業法人による株式保有、銀行などの金融機関による株式保有}）に分けられる。本論文の目的は、株式保有のメカニズムが、経営者の利益調整に及ぼす影響について分析を行っているが、ここで利益調整とは、(i) 企業が悪意のもとに実体を歪めた情報を流すことによって自らを利すること、(ii) 株主よりも企業に関する情報をより多く保有している経営者が、企業の内部情報を株主に伝達すること、の二つに分類される。

計量分析により、1999-2004年までの製造業799社の東証一部上場データを用いて、17業種の推計を行い、その結果から、以下のような点が導き出されている。(i) 経営陣による株式保有は利益調整を抑制できないため、コーポレート・ガバナンスにとってマイナスである。(ii) 大株主への株式保有の集中は、大株主による監視のインセンティブが高まるので、コーポレート・ガバナンスにとってプラスに働く。(iii) スtock・オプションは利益調整を抑制できないため、コーポレート・ガバナンスにとって有効な手段ではない。(iv) 国内運用会社による株式保有と銀行による株式保有は、モニタリングのインセンティブが高まるため利益調整は抑制される。他方、海外機関投資家による株式保有は利益調整を抑制できないため、コーポレート・ガバナンスにとってマイナスに作用する。

## (3) 「新興市場と新規株式公開を巡る論点整理ー内外既存レビューと制度設計への示唆ー」(岩井浩一)

新興市場・新規株式公開を巡るこれまでの論点を整理し、ファイナンス分野の内外の既存の研究を整理している。この分野の大きな流れを知るためには、とても幅広く整理されたサーベイ論文である。

基本的な分析視点としては、(i) 入札方式・ブックビルディング方式等を比較し、過小付け値問題(Under Pricing)を説明し、(ii) 中長期的な株価の低迷(Under Performance)、(iii) IPO(新規株式公開)時の価格変動要因の分析、が前半でなされ、後半では、新興市場・新規株式公開に係わる各種の法律制度が果たす経済的な機能、制度設計の留意点が整理されている。分析の視点としては、価格決定・割当方式、上場基準・上場手数料、新規公開時の情報開示制度、需給調整制度、売買制度、上場廃止基準などとなっている。

今後の制度設計として、(i) 資金の制約を緩和して資金調達がしやすくなること、(ii) 借り手と資金供給者の間に存在する情報の非対称性の緩和、(iii) 新興市場に合った売買制度の確立、(iv) 引受業者の競争促進によるエージェンシー問題の緩和、(v) 投資家の保護、(vi) 制裁金を課すことによるインセンティブの付与などを提案している。

## <特別研究員論文>

### (1) 「銀行倒産における国際倒産法的規律」(嶋拓哉)

リーマンショックによって、再認識されたが、ある国の金融機関が破たんした場合に、クロスボーダーでの取引をどのように扱うかは、大きな課題となった。金融の国際化、クロスボーダー化の中で、銀行倒産手続きを一国の中だけでは捉えることが出来ず、国際的な視点からの倒産法制を研究する必要性が高まっている。

また、銀行の倒産法制では、当該銀行の破たんが、借り手や預金者に、大きな影響を与えることを考慮し、日米などでは、預金者保護、金融システムの信頼維持・確保も、目的の中に含まれている。銀行の倒産の場合は、企業の倒産とは異なり、特殊性、公権的性格も考慮することが必要である。もちろん、銀行破たん処理の手続きは民事的な倒産手続きの側面も有している。我が国では、外国倒産

承認援助法による承認事例は、4件のみであり、解釈運用は、今後の具体的事案に委ねられている。今後想定されるクロスボーダーにおける銀行破たん処理への対処を、しっかりと確立しておくことが重要であると考えます。

(2) “A Note on Construction of Multiple Swap Curves with and without Collateral” (藤井優成・嶋田康史・高橋明彦)

リーマンショック以降、取引相手の金融機関の健全性にマーケットが反応する傾向が強まり、担保付きのスワップ取引が増えているが、LIBOR (London Inter Bank Offered Rate) は、将来の期待収益の割引現在価値の計算に用いられており、LIBOR が、担保付きか否かによって、異なる割引率を用いなければならない。通貨が異なる債券のスワップ取引ばかりでなく、同じ通貨でのスワップ取引 (期間の異なる LIBOR を交換する取引) でも、割引率の違いは影響を与える。

最近では、担保付きによるスワップ取引が拡大してきているが、取引相手の金融機関の健全性に対する不安が払拭されなければ、担保付きの取引は、さらに拡大するものと思われる。担保が付いていれば、明らかに資金調達コストを変化させるため、従来の“LIBOR 割引”の計算方法では、担保付きの取引の価格とヘッジコストが適切でないことになる。

この論文は、担保付きと担保なしの LIBOR のそれぞれについて、金利の期間構造を導出する方法を示しており、これは既存のスワップ市場の取引に大きな影響を及ぼしうるものである。

(3) 「買収防衛策導入の株価への影響について」 (竹村泰・白須洋子・川北英隆)

日本で買収防衛策が導入されてから、わずか5年しか経過していない。そのきっかけとなったニッポン放送の支配権をめぐる争いであるが、買収防衛策の一つであるライツプラン (差別的な条件を含む新株予約権を利用) は、2008年には500社を超える企業が導入している。本論文では、ライツプラン導入によって、株式市場は、その会社をどのように評価したか、中長期的な影響、予想された買収者の特徴の違いによって、株価にどのような影響を及ぼしたかを実証的に分析することが目的である。

M&A が企業価値にもたらす効果は、規模の利益・シナジー効果が得られる反面、買い手企業から売り手企業へと富 (Wealth) が移転してしまうデメリットである。また、買収防衛策が企業価値に与える効果は、長期的視点に立った経営が行いやすくなるプラス効果と、経営規律が失われ、本来であれば得られたはずのシナジー効果を失うことになる。本研究は、イベントスタディーではなく、中長期的な期間で、株価にどのような影響を与えるかを考察している。

実証分析の対象企業としては、素材産業・加工業・非製造業の3つに区分し、金融業は除いている。期間は、2005年から2007年の3年間の四半期データを用い、2008年でのライツプランの導入の有無をダミー変数として用いている。

得られた結果からは、ライツプランの導入により、株価収益率には有意にマイナスの影響を与えている。これは、ライツプランの導入により、ポートフォリオとしての魅力が失われ、株式購入資金が入らなかったことも原因となっているかもしれない。業種別では、素材産業が有意にマイナスを示しているが、非製造業ではマイナスではあるが有意とはなっていない。

(i) 流動性資産比率、(ii) 持ち合い株式比率について見ると、(i) 流動性資産比率が低い企業ほど、株価へのマイナスの影響は小さい。これは、フィナンシャルバイヤーからは狙われにくい企業からである。(ii) 株式持ち合い比率が高い企業は、実質的な防衛策を持っていた企業と見なされるが、ライツプランの導入により、株価へのマイナスの影響度が最も大きくなっている。(i) (ii) より、過度・過剰な防衛策を保有している企業は、株式市場からより厳しい評価を受けていると言える。

(4) 「内部格付手法における回収率・期待損失の統計型モデルー実績回収率データを用いた EL・LGD 推計ー」 (三浦翔・山下智志・江口真透)

貸出のデフォルトの境界を要管理以下の債権と定義し、最終的な回収率を担保、保証の関数としてモデル構築を行っている。デフォルト状態にいたってから回収が完了するまでにはかなりの時間がかかること、さらに、格付けは、時期によって変化するため、格付け推移行列を見ながら、時間の経過とともに、デフォルトの確率を導出している。デフォルトが発生した後、どの程度、回収できるかは、担保カバー率、保証カバー率の関数として導出され、それぞれの比率が高ければ、当然、回収率も高い関係が見られる。年次の格付推移行列から、正常債権に復帰する確率、デフォルトに陥る確率を求める。

(5) 「日本企業の負債政策と税制：パネル分析」 (國枝繁樹)

日本企業の負債比率 (銀行借入+社債発行) / 総資本総額) は、これまでは高いと特徴づけられていた。しかし、最近の状況は、必ずしも、諸外国と比較して日本企業の負債比率が高いとは言えなくなっている。1960-70年代には、企業の設備投資は旺盛で、銀行借入によって賄っていたが、その後、株式市場からの資金調達も増加し、最近では、60%台となっている。国際比較でみると、今では、米国内企業の方が負債比率が高くなっている。

現代コーポレート・ファイナンス理論においては、負債政策の決定に関し、いくつかの理論が存在する。法人税を考慮に入れば、MM理論は成立せず、企業による借入の利子支払いは節税効果を持つため、負債比率が高い方が、企業価値を高めることになる。よって、法人税の限界税率が高まれば、負債比率を高くした方が有利になる。

これに対して、Pecking Order 仮説からは、企業が資本調達をする際には、優先順位があり、(i) 内部留保、(ii) 負債調達 (銀行借入+社債発行)、(iii) 新株の発行の順番となる。

実証分析では、限界税率の変化が、企業の負債構成にどのような影響を与えているかを実証している。2004-2006年のデータを使用、負債比率の変化を従属変数とし、説明変数として、(i) 限界税率、(ii) 倒産確率、(iii) 減価償却、(iv) 総資産利益率、(v) 企業規模などの変数を用いた、パネル分析を行っている。限界税率については、Shevlin (1990) 及び Graham (1996) に基づき、企業ごとの課税所得の予測をシミュレーションし、モンテカルロ法を用いて、限界税率を推計している。

限界税率の係数は、時点効果のみを入れた固定効果モデルでは「負」となっており、日本企業の負債政策に影響を及ぼしたことを示唆している。このことから、企業税制を考える際には、負債調達と株式調達に関して、資本の税制上の取扱いを、同一とすることが望ましいという結論が得られている。

(6) 「中小企業のデフォルトリスクとその期間構造：大規模財務データによる実証分析」 (藤井眞理子・竹本遼太)

CRD (Credit Risk Database, 中小企業信用リスク情報データベース) を利用して、中小企業の (1年後、2年後、3年後) 倒産確率を予測する変数について、2001年から2006年の、4業種 (製造業・卸売業・小売業・サービス業) に属する、売上高5億円以上の企業を対象とした (小規模企業のデータは除く) 決算書データ (142,823社) を用いて、計量的に分析している。5つの財務比率変数、(i) 収益性 (経常利益/総資産)、(ii) 安全性 (総負債/総資産)、(iii) 流動性 (現預金/総資産)、(iv) カバレッジ (売上総利益/支払利息)、(v) 活動性 (棚卸資産/売上高) を説明変数として用いている。ロジスティック関数を用いた推計からは、製造業では、すべての説明変数が有意であるが、予測期間が長くなるにつれて、流動性・カバレッジの有意性は低下するのに対して、安全性の有意性は、予測期間が長くなるほど、上昇している。

(7) 「海外における金融規制に関する政策評価の動向—英国・EUの政策評価の現状とわが国への課題—」 (杉浦宣彦・近藤哲夫)

近年、わが国では、政策評価を行うことが義務付けられている。しかし、金融規制については、インフラのような料金収入、道路の自動車の利用台数が正確に分かる訳ではなく、政策の評価は、難しい。本論文では、EUや英国の事例を参考に、金融規制に関する評価が、実際にどのように行われているのか、規制の影響評価の改善がどのようになされているかについて調査を行った。

政策の評価では、(i) 社会的な影響、(ii) 経済的な影響、(iii) 環境的な影響、と幅広い包括的な項目が評価対象となっている。また、政策決定者が、政策を策定する際に、トレードオフを検討し、異なるシナリオと比較することを可能としている。さらに、外部の利害関係者に対して、政策決定プロセスを、よりオープンで透明なものとする中で、外部とのコミュニケーションを活性化することにも役立っている。

規制の政策評価は、さまざまな面があり、また、どの国民視点に立つか、すなわち、利用者の立場か、供給者 (金融機関) の立場か、金融市場という仲介の視点か、によって、評価が分かれることも多い。

※ また、このほか、金融研究研修センターにおいて開催した2つの研究会及び国際コンファレンスの概要を掲載し、センターでの2009年度の主な活動内容をまとめております。詳しくは、金融研究研修センターウェブサイトの [FSAリサーチ・レビュー第6号 \(平成22年 \(2010年\) 3月発行\)](#) にアクセスしてください。

## 平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定・公表について

証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」）は、4月6日、「平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定・公表しました。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、毎年度、証券検査基本方針（以下、「基本方針」）及び証券検査基本計画（以下、「基本計画」）を定めています。本年度の基本方針の内容は、以下のとおりです。

- ・ 近年、証券検査は、累次の制度改正に伴う対象業者の拡大・増加、世界的金融危機の経験及び IT システムの金融商品取引への浸透といった大きな環境変化に直面しています。
- ・ こうした変化に対応するため、まず、効率的かつ効果的な検査実施に向け、リスク・ベースの検査計画、予告検査の導入、監督部局等との連携強化、検査マニュアルの策定・見直し等の諸策を推進します。また、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者については、経営危機を予防する観点からのリスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置く方針です。さらに、IT システムの信頼性確保の観点から、金融商品取引業者のシステムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力します。
- ・ こうした環境変化への対応とともに、最近の検査結果も踏まえ、引き続き投資者保護の観点から、投資勧誘や顧客対応等の状況、デリバティブ等の複雑な仕組みの商品に係るリスクの説明状況等を検証します。また、重大な法令違反が多数発覚しているファンド業者の検査に引き続き注力し、無登録業者の関与等が認められた場合には、捜査当局等と連携の上対応します。さらに、金融商品取引業者の顧客管理態勢や売買審査態勢、法人関係情報の管理態勢等、ゲートキーパーとしての機能発揮の状況についても引き続き検証します。

基本計画については、本年度から、新たに計画の策定に関する基本的な考え方と、財務局等監視官部門との一体的な検査への取り組みについて新たに示すこととしました。なお、本年度の基本計画は以下のとおりです。

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む）及び投資運用業者	150 社 （うち財務局等が行うもの 110 社）
投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

証券監視委は、基本方針及び基本計画に則し、証券検査を実施することにより、引き続き市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に努めます。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ウェブサイトから[平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について（平成 22 年 4 月 6 日）](#)にアクセスしてください。

## 【法令解説等】

### 上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実について

上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実等を内容とする「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 12 号）」（「改正府令」といいます。）が本年（平成 22 年）3 月 31 日に公布・施行されました。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する開示の充実

コーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、従来より、有価証券報告書等において開示を義務付けている「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示内容について、上場会社を対象として、一層の充実を図ることとしました。

なお、上場会社のコーポレート・ガバナンスについては、金融審議会の我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループにおいても議論が行われ、その議論を取りまとめた報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」が平成 21 年 6 月 17 日に公表されましたが、その後の内外市場関係者等との議論や指摘をも踏まえ、上場企業のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るため、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）を改正しました。具体的には、有価証券報告書等において「役員報酬」、「コーポレート・ガバナンス体制」及び「株式保有の状況」に関する詳細な情報の開示を求め（開示府令第二号様式）、臨時報告書において「議決権行使結果」についての詳細な情報の開示を求めることとしました（開示府令 19 条 2 項 9 の 2 号）。

なお、今般のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実は、上場会社を対象としており（注 1）、非上場会社は従前どおりの開示となります。

## II. コーポレート・ガバナンス体制

1. 従前から会社のガバナンス体制は、従来、有価証券報告書等の記載事項となっており、今般の改正では、

- ① コーポレート・ガバナンス体制の概要やその体制を採用する理由
- ② 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容）及び手続
- ③ 社外取締役及び社外監査役の機能、役割（当該社外取締役又は社外監査役の会社からの独立性についての考え方）

等の記載事項を追加しました（開示府令第二号様式・記載上の注意(57) a (a)～(c)）。

2. 適用

コーポレート・ガバナンス体制に関する「記載上の注意」の適用については、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます（注 2）（改正府令附則第 2 条第 2 項。以下、適用については有価証券報告書を対象として記載します。）。

## III. 役員報酬

1. 上場会社の株主その他の投資者が会社のガバナンスを具体的に評価するに当たっては、人事と報酬が重要な要素になります。このうち、役員報酬についてのより具体的な情報は、会社又は個々の役員の業績に見合ったものとなっているのか、個々の役員に対するインセンティブとして適切か、会社のガバナンスが歪んでいないか等の観点から、投資判断及びガバナンス上、重要な情報であることから、有価証券報告書等において開示を求めることとしました。開示の対象となる「報酬等」は、役員としての職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、当事業年度において受けた報酬等及び当事業年度において受ける見込みの額が明らかになった報酬等のいずれも対象となります（過去に開示したものは除く。）。

具体的な記載事項は次のとおりです（開示府令第二号様式・記載上の注意(57) a (d)）。

- (1) 社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、執行役並びに社外取締役及び社外監査役を合わせた社外役員（4つの区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の別）の額等）を開示する。

- (2) 役員ごとに、提出会社の役員としての報酬等、また主要な連結子会社の役員を兼任している場合はその連結子会社の役員としての報酬等について、その総額と種類別の額を個別に開示する。なお、開示対象者は、提出会社と主要な連結子会社の役員としての報酬等の総額が1億円以上の者に限定できるとしている。また、使用人兼務役員がいる場合、使用人給与分が重要である場合には、その内容を開示する。
- (3) 有価証券報告書等の提出日現在において、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、有価証券報告書提出日における当該方針の内容と方針の決定方法を記載する。

## 2. 適用

役員報酬等の開示は、平成22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます(改正府令附則第2条第2項)。なお、平成22年3月31日前に終了する事業年度において受け取る見込み額が明らかとなっていた報酬等(例えば、平成21年3月期に繰り入れた退職慰労金引当部分)については、平成22年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書での開示は不要です。

## IV. 株式保有状況

1. 会社による株式の保有には、取引関係の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいえないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。このような状況に照らし、会社の株式保有に係る意義を積極的に開示することが、投資判断上、有用であると考えられることから、投資有価証券に区分される株式について、次のように保有目的に応じた情報を有価証券報告書等において開示を求めることとしました。

### (1) 政策投資目的で保有する株式

#### ① 総額開示

当事業年度に係る貸借対照表に計上されている「投資有価証券」に該当する株式(以下「投資株式」という。)のうち、保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を開示します。

なお、「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とすることをいいますが、これは会社の主観の問題であり、より具体的な中身、基準や運用については、各提出会社の経営判断に従うことになります。

#### ② 銘柄別開示

純投資目的以外の目的で保有する投資有価証券に該当する株式のうち国内外の金融商品取引所に上場されている銘柄(以下「特定投資株式」といいます。)及び上場銘柄の「みなし保有株式」のうち、当事業年度と前事業年度のそれぞれにおいて、銘柄別に貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの(その銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)について、特定投資株式とみなし保有株式に区分して、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び具体的な保有目的を開示します(注3)。

保有目的の記載について、一般的には、例えば「政策投資目的」といった純投資以外の目的であることを示す程度の記載ではなく、どういった政策投資の目的であるのかを具体的に記載することが適切です。

なお、「みなし保有株式」とは、提出会社が所有権は有しないものの議決権行使権限又はその指図権限を留保している株式をいい、貸借対照表計上額は、みなし保有株式の事業年度末の時価に株式数を乗じた数とすることとしています。

### (2) 純投資目的で保有する株式 (記載上の注意(57) a (e) iii)

① 提出会社が純投資目的で保有する投資株式を、上場株式・非上場株式に区分し、当事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額並びに当事業年度における受取配当額、売却損益及び評価損益を記載します。

② 当事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に、又は純投資目

的以外の目的から純投資目的に変更したものがあつた場合には、それぞれ区分して、銘柄ごと、銘柄・株式数・貸借対照表計上額を記載します。

(3) 提出会社が持株会社の場合

提出会社が持株会社（子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社）である場合には、提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（「最大保有会社」という。）について、(1)・(2)の事項を開示します。

なお、最大保有会社の投資株式計上額が、提出会社の連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社について、(1)・(2)の事項を開示します（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄になります。）。

また、提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、提出会社について、(1)・(2)の事項を開示します（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄になります。）。

2. 適用

株式保有状況の開示については、上場会社の事務負担を考慮し、経過措置を設けています。

(1) 政策投資目的で保有する株式の総額開示（前述1.の(1)の①）については、平成22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます（改正府令附則第2条第2項）。

(2) 政策投資目的で保有する株式の銘柄別開示（前述1.の(1)の②）については、次のとおりです（みなし保有株式については、平成23年3月期有価証券報告書から適用されます。）。

A. 銀行・保険会社以外の上場会社

① 平成22年3月期有価証券報告書については、平成22年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄（銘柄数が10銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位10銘柄に該当するもの）を記載します（改正府令附則第2条第3項）。

② 平成23年3月期有価証券報告書からは、本則が適用されます。なお、前期分（平成22年3月期）については①の銘柄を記載します（改正府令附則第2条第4項）。

B. 銀行・保険会社

① 平成22年3月期有価証券報告書については、平成22年3月期の貸借対照表計上額の上位10銘柄を記載します。なお、提出会社以外に最大保有会社がある場合には、提出会社の上位10銘柄の記載に代えて、当該最大保有会社の上位10銘柄に該当するものを記載します（改正府令附則第2条第5・6項）。この場合には、当該最大保有会社についても1.の(1)の①・②の事項を記載します（提出会社も1.の(1)の①・②の事項を記載します。）。

② 23年3月期有価証券報告書からは、平成23年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄（50銘柄を上限とします。）（銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）を記載します。なお、提出会社以外に最大保有会社がある場合には、提出会社についての記載に代えて、平成23年3月期の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超える銘柄（50銘柄を上限とします。）（銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）を記載します（改正府令附則第2条第7項）。この場合には、当該最大保有会社についても1.の(1)の①・②の事項を記載します（提出会社も1.の(1)の①・②の事項を記載します。）。また、前期分については①の10銘柄を記載します（改正府令附則第2条第7項）。

③ 平成24年3月期有価証券報告書等からは、本則（平成24年3月期のみ）が適用されます。なお、前期（平成23年3月期）分についてはB②の銘柄を記載します（改正府令附則第2条第8項）。

(3) 純投資目的で保有する株式の総額開示（前述1.の(2)）については、平成22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます（改正府令附則第2条第2項）。

(4) 提出会社が持株会社に関する規定（前述1.の(3)）は、銀行・保険会社以外の会社については平成23年3月期有価証券報告書、銀行・保険会社については平成24年3月期有価証券報告書から適用されます（改正府令附則第2条第9項。ただし、銀行・保険会社の平成

22年3月期・23年3月期有価証券報告書については、前述(2)のB.の①・②のとおり経過措置を設けています。)

## V. 議決権行使結果の開示について

1. 株主の地位が市場で日々取引され、変動するという上場会社の特質にかんがみると、株主総会における議決権行使結果の投資家に対する開示は、上場会社のガバナンス上重要であると考えられます。そこで、株主意思をより明確化し、市場を通じた経営陣への適切な牽制効果を期待する観点から、議決権行使の結果の開示を求めることとしました。

具体的には、次の事項を臨時報告書において開示します（開示府令第19条第2項第9号の2）。

- ① 株主総会の開催年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果(注4)
- ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を参入しなかった理由（前日行使分・当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したものととして議決権の一部を集計しなかった場合等）

なお、上場会社の株主総会においては、出席株主の議決権数（事前行使分、電子投票分及び代理人行使分を含む。）の一部を集計しない場合が多いという実態を踏まえ、臨時報告書に、当該議決権数の一部を賛成、反対又は棄権の議決権数に算入しなかった理由（例えば、事前行使分及び株主総会に出席した大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したものととして議決権の一部を集計しなかった等）の記載を求めることとしました。株主総会の出席株主の議決権の集計は会社法に則って行うこととなりますが、開示府令は株主総会当日の議決権行使の集計を義務化する内容ではなく、実務的に過度な負担を求めるものではないと考えています。

2. 適用

議決権行使結果の開示については、平成22年3月31日に終了した事業年度に係る定時株主総会から適用され、当該定時株主総会以降に開催される定時株主総会・臨時株主総会はすべて対象となります（改正府令附則第2条第1項）。

- (注1) 上場会社は、非上場会社と異なり、株主という会社の所有者たる地位が市場で売買されていることから、一般投資家に対して、コーポレート・ガバナンスについて、より高い説明責任が求められると考えられます。
- (注2) 有価証券届出書については、平成22年3月31日以後終了する事業年度の財務諸表を最近事業年度の財務諸表として記載すべき有価証券届出書に適用されます。
- (注3) 「株式保有状況」の情報は、財務諸表の附属明細表である「有価証券明細表」と情報が重複する部分もありますが、「株式保有状況」の情報は、貸借対照表を補完するための「有価証券明細表」の趣旨とはまったく異なるものであり、非財務情報として開示する一方で、「有価証券明細表」については、引き続き、開示していただくこととなります。
- (注4) 個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示についても、他の議案と同様に記載することとなります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布予定の公表について（平成22年3月23日）](#)にアクセスしてください。

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について**

金融庁では、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」について、平成 21 年 12 月 25 日から平成 22 年 1 月 25 日にかけて広く意見の募集を行い、平成 22 年 3 月 4 日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

## 1. 改正の概要

### (1) 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて

大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まってきています。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきています。

よって、国際的に活動する金融商品取引業者グループに対し、グループ全体のリスク管理の強化等を求める国際的な議論なども踏まえて、以下のような項目について、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢を求めることとしました。

#### ① 経営管理

- ・ グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針・経営計画の明確化と海外拠点等への周知、運営状況の検証
- ・ 海外拠点を含むグループ全体の業務・財務内容やリスクの状況の適切な把握と、必要な対応の実施
- ・ 経営管理会社による直接的な管理と海外拠点等への権限付与の適切な組合せ、責任分掌の明確化 等

#### ② 業務の適切性（法令等遵守態勢等）

- ・ 海外拠点を含む適切な法令等遵守態勢の確立、運営状況の検証
- ・ 海外部門を含む、営業部門等への牽制・監視機能の適切な発揮 等

#### ③ 自己資本の適切性・十分性

- ・ 証券ルールに基づく連結自己資本規制比率の算出・報告のほか、バーゼルⅡの選択適用も容認
- ・ その場合、バーゼルⅡの第3の柱（開示）に沿った対応 等

#### ④ リスク管理態勢（特に、統合リスク管理態勢・流動性リスク管理態勢）

- ・ バーゼルⅡの第2の柱（自己管理・監督）に沿った対応
- ・ 拠点間で勘定を付け替える場合の適切な取扱い
- ・ 適切な流動性リスク管理（バーゼル委原則等にも沿った内容）等

#### ⑤ 報酬体系について

- ・ 報酬委員会等の役割
- ・ 報酬体系とリスク管理等との整合性
- ・ 報酬体系の設計・運用に関する公表

### (2) 外国グループの日本拠点について

外国持株会社等グループにおいては、グループ本部等が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である金融商品取引業者にも直接の影響が及ぶおそれがあります。

よって、外国持株会社等グループの日本拠点である金融商品取引業者についても、国際的に活動する金融商品取引業者グループとの整合性を確保するため、上記(1)に準じた改正を行うこととしました。

### (3) その他

最近の金融・資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、以下のような改正等を行いました。

- ① 幅広いファンドに係る基礎的な情報の収集を強化するため、ファンドモニタリング調査の対象業者・項目を追加しました。
- ② 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年 6 月 17 日成立）により有価証券関連店頭デリバティブ（CFD）取引への分別管理義務が導入されたこと等に伴い、通貨関連店頭デリバティブ（FX）取引に準じて、監督上の着眼点を定めました。
- ③ 2顧客の注文（売・買）を取引所の立会外市場に取り次ぐシステム等について、PTSへの該

当性に関する整理を明記しました。

- ④ 投資信託委託会社の業務継続体制（BCM）に関する監督上の着眼点を追加しました。
- ⑤ 不動産関連ファンド運用業者が、自己の勘定で不動産投資を行う場合の兼業承認の要否に関する監督上の留意点を明記しました。
- ⑥ 純資産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象ではない第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者が、債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合の対応について決めました。
- ⑦ 無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合の監督上の対応の強化を図りました。

## 2. 適用時期

改正された監督指針のうち、有価証券関連店頭デリバティブ（CFD）取引に関するものについては平成22年4月1日から、その他については平成22年3月4日より適用しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成22年3月4日）](#)」にアクセスしてください。

## 主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」について、平成21年12月25日から平成22年1月25日にかけて、広く意見の募集を行い、平成22年3月4日にパブリックコメントの結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。

改正の概要は、以下のとおりです。改正された監督指針については、平成22年3月4日より適用しています。

### ○ 金融機関をめぐる国際的な議論を踏まえた改正

金融機関の報酬体系をめぐる国際的な議論、外国グループの日本拠点における業務の適切性の確保の観点から、以下のような項目について、適切な管理態勢の構築等を求めることとしました。

#### ① 報酬体系について

- ・ 報酬委員会等の役割
- ・ 報酬体系とリスク管理等との整合性
- ・ 報酬体系の設計・運用に関する公表

#### ② 外国銀行支店の監督について

- ・ 本店等が策定するグループ全体の経営方針・経営計画等と、支店のグループ内における位置づけの明確化、業務の整合性
- ・ 支店の業務・財務内容に加え、支店の抱えるリスクの状況の適切な把握と、必要な対応の実施
- ・ 支店における法令遵守態勢の確立、運営状況の検証
- ・ グループ内の複数拠点が関与する取引における勘定等の適切な取扱い
- ・ 本店等又は支店の内部監査の適切な実施の確保とその検証等
- ・ 報酬体系について

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成22年3月4日）](#)」にアクセスしてください。

## 保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正について

金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、平成21年12月25日から平成22年1月25日にかけて広く意見の募集を行い、3月4日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。改正された監督指針は、同日から適用を行っています。

改正の概要、主な意見については、以下のとおりです。

## 1. 改正の概要

金融機関の報酬体系の設計・運用に関する国際的な議論を踏まえ、海外拠点を有する保険会社等の報酬体系について、以下のような監督上の着眼点を記載しました。

- ・ 報酬委員会等の役割
- ・ 報酬体系とリスク管理等との整合性
- ・ 報酬体系の設計・運用に関する公表

## 2. 主な意見

報酬体系とリスク管理等の整合性に係る趣旨及び解釈に関する確認が多く（5件）、海外当局との連携に対する意見も寄せられました（1件）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成22年3月4日）にアクセスしてください。

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

## （別冊）信用格付業者向けの監督指針について

金融庁では、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）が本年4月1日に施行され、格付会社規制が開始されることに伴い、同年3月31日に、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針」を決定・公表しました。本監督指針の概要は以下のとおりです。

（注）当局へ登録を行った格付会社を「信用格付業者」といいます。

### 1. 基本的考え方

信用格付業者の監督の目的は、その業務の適切な運営を確保し、その機能を適切に発揮させることにあります。

一方、信用格付業者に対する規制においては、信用格付が将来の不確定な信用リスクについての専門的知見に基づき表明される意見であることに鑑み、個々の信用格付の実質的内容そのものを規制対象とすることは適当でないとの考え方がとられており、内閣府令においても、法令に基づく権限を行使する際には、個別の信用格付又は信用評価の方法の具体的な内容について関与しないよう配慮しました。監督当局においては、この点を十分に踏まえて対応します。

また、本監督指針の適用に当たっては、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮します。

### 2. 監督上の評価項目と諸手続

#### (1) 業務管理体制の整備

信用格付業者は、信用格付業を公正かつ確に遂行するための業務管理体制を整備することが求められており、内閣府令において整備することが求められている業務管理体制の各項目につき、自社の業務の特性・規模・複雑性等に応じた適切な水準・深度となるよう体制を整備する必要があります。

なお、グループとして業務を行う信用格付業者については、内閣府令において、一定の条件の下で、グループで共同して業務管理体制を整備することが認められていますが、この場合において、

グループ内の格付会社であっても、無登録業者に業務管理体制の一部を担わせることはできないことに留意する必要があります。

信用格付業者は、内閣府令で整備することが求められている業務管理体制の各項目ごとに、社内規則等で対応方針等を定め、それに沿って適切に対応するとともに、当該対応方針等の妥当性・実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う必要があります。

## (2) 禁止行為

信用格付業者は、金融商品取引法・内閣府令で定められた禁止行為に抵触しないよう、必要な確認を行う態勢となっている必要があります。

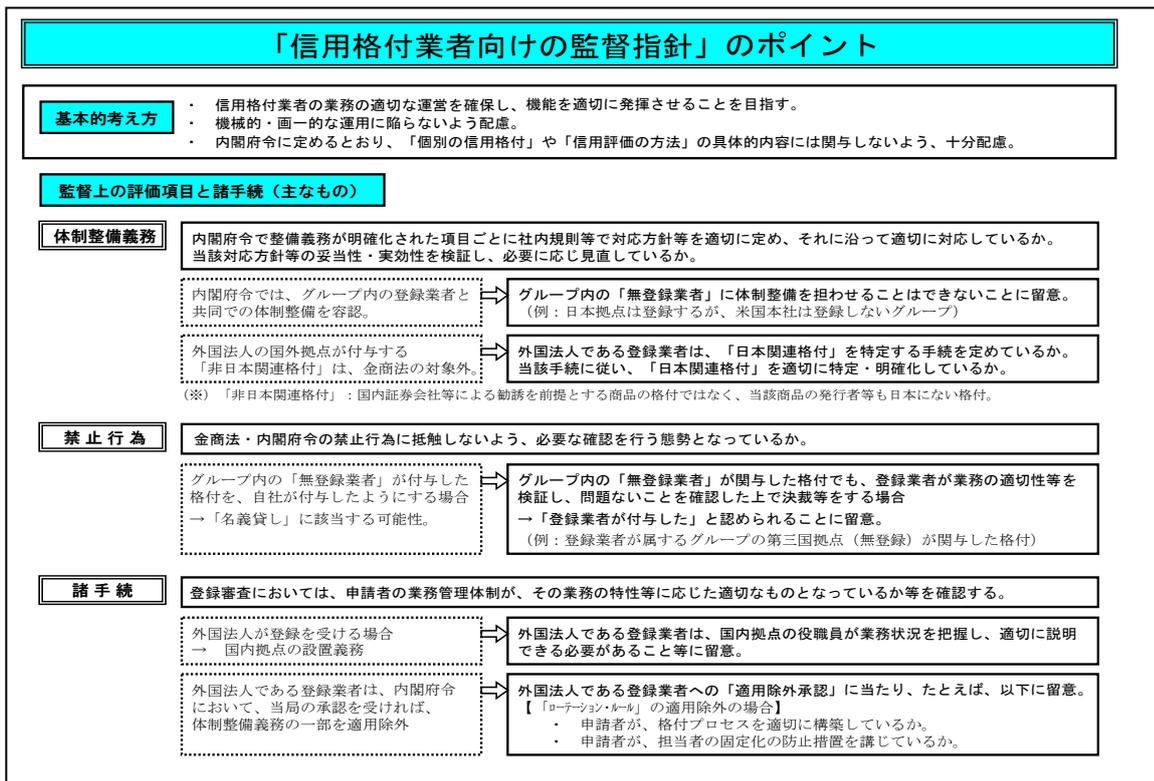
このうち、名義貸しの禁止に関しては、グループ内の無登録業者が付与に關与した信用格付であっても、登録業者が当該無登録業者の業務の適切性等を検証し、問題がないことを確認した上で信用格付の付与について決裁し、又は格付委員会の議決を行う場合には、登録業者が付与したものと認められ、グループ内の無登録業者への名義貸しに該当しないことに留意します。

## (3) 諸手続

登録審査においては、申請者の業務管理体制が、その業務の特性・規模・複雑性等に応じた適切なものとなっているか等を確認します。

また、外国法人である信用格付業者には国内拠点設置義務がありますが、国内拠点の役職員は、当該信用格付業者の業務状況を的確に把握し、投資者等に適切に説明できる能力を有している必要があります。

さらに、外国法人である信用格付業者は、金融庁長官の承認を受けた場合には、業務管理体制の整備義務の一部が適用除外されますが、本監督指針では、適用除外承認に当たって留意する点を例示しています。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針（案）](#)」に対するパブリックコメントの結果等について（平成22年3月31日）にアクセスしてください。

**事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係）について**

金融庁では、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係）（案）」について平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 1 月 15 日にかけて公表し、広く意見の募集を行い、平成 22 年 3 月 1 日にパブリックコメントの結果を公表しました。同ガイドラインは、同日に公表され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されています。概要は以下のとおりです。

## 【前払式支払手段発行者関係】

### I. 総則

#### 1. 前払式支払手段の範囲等

- 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号や法の適用を除外される前払式支払手段等について明示

#### 2. 基準日未使用残高の算出方法

### II. 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目

#### 1. 法令等遵守

- 法令等遵守（コンプライアンス）態勢整備等
  - ・ 発行者の規模・特性に合わせた態勢構築、コンプライアンスに係る基本方針等の策定、見直し等の実施がなされているか。
- 反社会的勢力による被害の防止

#### 2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等

- 表示義務
  - ・ サーバ型前払式支払手段にも券面表示義務が課せられる場合（権利行使に必要な有体物がある場合）を明示
  - ・ 券面表示に代わり、ホームページ等によって情報提供を行う場合の留意点を明示
- 帳簿書類
  - ・ 前払式支払手段の種類、発行営業所等ごとの発行・在庫枚数の適切な把握及び内部監査部門等における帳簿の正確性の検証態勢等について整備がなされているか。
- 利用者情報管理
- 苦情処理態勢
  - ・ 担当部署の設置や手続きの制定など迅速な対応のための態勢整備がなされているか。
  - ・ 苦情等の実績を蓄積し、再発防止策等への活用がなされているか。

#### 3. 事務運営

- システム管理
- 前払式支払手段の払戻し
  - ・ 法第 20 条第 1 項に基づく払戻しの際の、適切な方法・手段による公告等が実施されているか。
  - ・ 払戻しの上限額超過の場合は期中でも払戻しが出来なくなることを踏まえ、必要に応じて期中における払戻実績を把握する等、上限額超過を防止する態勢整備がなされているか。
- 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）
  - ・ 加盟店契約締結の際の当該契約先が提供する物品・役務の内容が公序良俗等に反していないかの確認等を行っているか。

#### 4. 自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例

- 譲受人における供託実施の確実な担保
- 譲受人の役務等提供の内容について、利用者にとって譲渡人の役務等提供内容と同様の利便性を確保

## 5. 外国において発行される前払式支払手段に対する基本的考え方

- 外国前払式支払手段発行者の日本国内にある者への勧誘行為禁止の明示

### Ⅲ. 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

- 一般的な事務処理等
  - ・ 日々の発行者の業務についての監督上の留意点、苦情・照会対応等。
- 資金決済法等に係る諸手続
  - ・ 登録申請・届出の受理、廃業等の取扱い等を明示。

#### 【資金移動業者関係】

### I. 資金移動業者の監督上の評価項目

#### 1. 経営管理等（ガバナンス）

- ・ 法令等遵守のため、経営陣が率先して法令遵守のための内部管理部門等を機能強化するなど、具体的な方針の策定への取り組みがなされているか。
- ・ 経営陣により、内部監査部門の機能が発揮できる態勢の構築がなされているか。

#### 2. 業務の適切性等

##### 2-1. 法令等遵守

- 法令遵守（コンプライアンス）態勢等
  - ・ 事業者の規模・特性に合わせたコンプライアンス態勢の構築が行われているか。
- 本人確認、疑わしい取引の届出
  - ・ 本人確認、疑わしい取引の届出を適切に実施するためのマニュアルの作成や社内研修が実施されているか。
  - ・ 資金移動サービスの不正利用防止等のための態勢整備がなされているか。
- 反社会的勢力による被害の防止
- 不祥事件に対する監督上の対応
  - ・ 不祥事件発生後の適切な対応、再発防止のための改善策の策定等が実施されているか。

##### 2-2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等

- 利用者保護措置
  - ・ 対面及び非対面等の取引形態に応じ、利用者の知識経験に応じた説明等を行うための態勢整備及び社内規則等の制定並びに社内研修等が実施されているか。
- 帳簿書類
  - ・ 法定帳簿の作成に係る社内規則等の制定及び社内研修等による周知徹底、内部監査部門等における帳簿の正確性の検証態勢の整備がなされているか。
  - ・ 未達債務の移転及び消滅の時点の適切な認識に係る留意事項等の明示。
- 利用者情報管理
- 苦情処理態勢
  - ・ 担当部署設置や手続の制定など迅速な対応のための態勢整備等がなされているか。
  - ・ 苦情等の実績を蓄積し、再発防止策等への活用がなされているか。

##### 2-3. 事務運営

- システムリスク管理
- 事務リスク
  - ・ 事務リスク管理態勢の整備やリスク軽減のための具体的方策が講じられているか。
- 外部委託
  - ・ 外部委託に係る選定基準やリスク対応等の社内規則の策定及び社員研修等による周知徹底がなされているか。

### 3. 外国資金移動業者に対する基本的考え方

- 外国資金移動業者の日本国内にある者への勧誘行為禁止の明示

## II. 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点

- 一般的な事務処理等
  - ・ 日々の資金移動業者の業務についての監督上の留意点、苦情・照会対応等
- 資金決済法等に係る諸手続
  - ・ 登録申請・届出の受理、廃業等の取扱い等

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの[「報道発表資料」](#)から[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係）（案）」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成22年3月1日）にアクセスしてください。

## 【お知らせ】

### ○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！ ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成19年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

**無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。**

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

**なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。**

### ○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を

通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成20事務年度には、6,412件と多数の情報をお寄せいただきました。

#### <個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
- ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
- ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
- ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
- ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
- ・ 上場会社の内部統制の問題

・・・ など



一般からの情報提供を求めるポスター

#### <金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）

・・・ など

#### <その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報

・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/)からお願いします。

#### ◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

## ○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買増し勧誘などを行う、
  - 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、手数料や報酬を要求する、
- などといった情報が多数寄せられています。

(注) 証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会
- ・NPO法人 証券等監視委員会
- ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会
- など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託したりすることは一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、[金融庁金融サービス利用者相談室](#)又は[証券取引等監視委員会の情報受付窓口](#)まで情報をご提供いただくとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

#### ◆ **金融庁金融サービス利用者相談室**

電話 (ナビダイヤル) : 0570-016811

※ (IP電話・PHSからは) 03-5251-6811

FAX : 03-3506-6699

#### ◆ **証券取引等監視委員会情報受付窓口**

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通 : 03-3581-9909 FAX : 03-5251-2136

代 表 : 03-3506-6000 (内線3091、3093)

**【金融ここが聞きたい!】**

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q1：** 郵政の見直しに伴って、民間の中小金融機関に対しても、監督、検査のあり方を見直される、というふうに大臣はおっしゃってきておられますが、現在の検討状況というか、具体的に、ここをもう少し負担軽減してあげるといった具体策というのは出てきていらっしゃるのでしょうか。

A1. この間、事務方に「そうするから、そういう方向で検討しておけ」と（言いました）。これは、第二地銀の辺りまで入れるかどうか、信金、信組辺りまでにするのか。その辺りを、検査の実態ともあわせて検討すれば良いと思うのですが、金融の実態を見る上において、必ずしも必要ではないような書類、「そんなものはとっていない」ということを（事務方は）言っていました。詳細な資料の提出だとか（に過重に頼っている）…。私が言っているのは、「検査官は、その金融機関に対する、書類とか、数字に頼らない眼力を養わないと駄目だよ」と、「それがなくて、検査をやったって本当の意味の検査はできないよ。だから、資料提出その他に過重に頼るというようなことは、やはり改めたほうが良いだろう」と。金融機関から言わせると、大変な負担になっているというのですよね。簡単に言うと、検査に備えてビクビクしてしまっているのですよ。

私なんか、金融担当大臣になる前は、本当にいろいろ「融資してやったらどうなの」と（金融機関に）言う、「いや、私もそう思うのですが、この案件については金融庁が怖い、検査官が怖い」と言うのですよね。私は、（融資を）断る口実にしているという面が多いと思うのですが、やはり、検査というのは、金融のノーマルなあり方を検査しているわけですから、それについて必要な限度の負担（だけ）をかけるということが大事だと思います。過重な負担をかけないで、かつ、その金融機関に「ちゃんとせい」と。財務体質を健全化することの中には、ちゃんとした融資をしているかどうか、社会的責任を果たしているかどうかということも実際は入っているのですが、従来は、そこにあまり力点が入っていなかったきらいがありますから、私は、その点に強くウエイトを置いています。

【平成22年3月23日（火）閣議後記者会見】

**Q1：** 一昨日（注：3月24日）の、大塚（副大臣）さんの会見のときも、預貯金額の平均値とか中央値とか、要望額なんかを調査なさって、要望額が2,000万（円）ちょうどぐらいだったという説明をいただいて、そういう状況なので、限度額が2,000万（円）であれば、ほとんどのニーズを満たすだろうと考えて2,000万（円）になさったとおっしゃったのですよね。ただ、そのほとんどのニーズを満たすような額にした場合、国が出資しているという信用力が非常に強力で、お金はたくさん集まってしまうだろうと思うのですが、その辺はそれで良いのかということと、先日、大臣との懇談の席で「お金がたくさん集まったら、また（日本）国債をたくさん買って、財政的には良いかもしれませんね」と私が申し上げたら、「そんなことをしたら詐欺ではないか」とおっしゃったのですが、その辺、その貯金額とか預入額がたくさん集まった場合に、国債以外に使えるような仕組みというのは、ちょっと、アイデアとしてどんなふうに思っているのか。

A1. 最初の質問ですが、今の民間金融機関には限度額がないのですよ。幾らでも預けられるわけです。それを、郵便貯金は1,000万（円）で抑えているわけです。現実、そうなっているというわけです。だから、「それは政府の暗黙の保証があるからだ」ということを民間金融機関の方々はおっしゃるのですが、そんなことを言い出したら、三菱東京（UFJ銀行）とか三井住友（銀行）とか、メガバンクというのは絶対に潰れないという絶大な信用もあるでしょう。政府の暗黙の信用と同じぐらい（信用が）あるでしょう。

農協だってそうですよね。農林中金は、そういう物凄いあれ（信用力）があります。誰も、潰れるとは思わないでしょう。だから、そういう意味の信用力はあるわけですよ。「政府が株を持っているから、郵貯については特別な信用力があるのだ」なんていったら、（もう）片方もあるわけでしょう。だから、私は、信金・信組については、「あなた方がメガバンクに比べて信用力がないのなら、『小っちゃな信用組合に 1,000 万円以上預けたら、万一の場合大変だ』と思う（人がいる）ことで預金が集まらないのなら、ペイオフ（限度額）を上げてあげましょうか」という話で、「それでメガバンクに対抗できる信用力をつけてあげましょうか」と（言ったら）、「結構だ」とおっしゃった。

だから、私が言っているのは、郵便貯金には、政府が株を持っているという暗黙の信用力で、預金者が預金しやすい環境があるということだけで、現実問題としては、（預入）限度額を上げるのはおかしいという議論にはならないのですね。

**Q2：** そうすると、ゆうちょ銀行もいつかは潰れる可能性もあるということですか。

A2. それは、物事は、形あるものは必ずなくなるのですから、それは分らないですよ。あなたや私の寿命だって、いつまでも…。だからそれは、郵貯にしたって、出資比率 3 分の 1 という形で親会社というのが存在しているということもあるし、また、同じように（預金）保険機構にも入るわけですから。それで、結局、当然ペイオフの適用も受けるわけですから。そういう意味では、金融機関と一緒にですよ。

それと、今日、前原（国土交通）大臣も言っていましたけれども、集めたお金の運用をどうするのかという問題。今、8 割ぐらい（日本）国債になっているでしょう。だから、今度、この郵貯（資金量）が増えるのか減るのかは、やってみないと分からないですけれども、これをもっと地域経済のために使う方法はないのか、あるいは国全体にとって有用な使い方がないのかというようなことを…。これは、日本郵政自体が考えることですが、政府も株を持っているのですから、政府の立場から、「こういう展開もしたら良いのではないか」というアドバイスをする場合もあると思うのですけれどもね。

ただ、結局、齋藤社長のもとに、（日本郵政が）資金運用のノウハウを具体的に持っているかどうか心配な点です。だから、ノウハウがないのに、権限というか力だけ与えてしまった場合は、リスクの高い商品に手を出すということだってないわけではないでしょう。そうした場合には、とんでもないことが起きるわけですから、これも、現実問題は、そういう人材養成を含めて、運用については、そろりそろりと進んでいくということをしなないといけないでしょうね。

それと、やはり他の金融機関との協調。信金・信組やいろいろな第二地銀とか、そういうところとの協調の中で、そういう役割を果たしていくということも考えなければいけないと思いますね。あなたがおっしゃるように、非常に難しい分野です。

【平成 22 年 3 月 26 日（金）閣議後記者会見（雑誌・フリー等の記者）】

○ **新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内**  
金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。

皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。

## ○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。

## ○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#)にアクセスしてください。



## 【3月の主な報道発表】

3月1日	<a href="#">アクセス</a>	「資金決済に関する法律施行令第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を定める件」(案)等に対するパブリックコメントの結果について
	<a href="#">アクセス</a>	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	EDINET 概要書等の一部改正(案)の公表について(国際会計基準の適用関係)
3月3日	<a href="#">アクセス</a>	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
3月4日	<a href="#">アクセス</a>	「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について

	<a href="#">アクセス</a>	「保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	生命保険業の免許について
	<a href="#">アクセス</a>	「第4回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
3月5日	<a href="#">アクセス</a>	「監査基準の改訂について」（公開草案）の公表について
3月8日	<a href="#">アクセス</a>	「自動車損害賠償責任保険の保険金及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正に関するパブリックコメントの募集結果について
	<a href="#">アクセス</a>	コモドインベストメント株式会社に係る所在不確知公告について
3月10日	<a href="#">アクセス</a>	フィデアホールディングス株式会社（株式会社北都銀行）及び株式会社宮崎太陽銀行に対する資本参加の決定について
3月11日	<a href="#">アクセス</a>	指定信用情報機関の指定について(1)
	<a href="#">アクセス</a>	指定信用情報機関の指定について(2)
	<a href="#">アクセス</a>	2010年版EDINETタクソノミ及び関連資料の公表について
3月12日	<a href="#">アクセス</a>	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
	<a href="#">アクセス</a>	「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）に関する留意事項について（金融ADRガイドライン）（案）」の公表について
3月15日	<a href="#">アクセス</a>	「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式」及び「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」に係るQ&Aの追加について
	<a href="#">アクセス</a>	外国銀行支店の免許について
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ヤマノホールディングス役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ヤマノホールディングス役員からの情報受領者（関係法人）による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について(1)
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社ヤマノホールディングス役員からの情報受領者（関係法人）による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について(2)
3月16日	<a href="#">アクセス</a>	味の素株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズに対する行政処分について
3月18日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社日本流動化信託に対する行政処分について
3月19日	<a href="#">アクセス</a>	保険持株会社の設立の認可について
	<a href="#">アクセス</a>	未公開株取引等の問題に対する対応状況について
3月23日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社スズケン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	<a href="#">アクセス</a>	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布予定の公表について
3月24日	<a href="#">アクセス</a>	平成21年度金融知識普及功績者表彰について
3月25日	<a href="#">アクセス</a>	「資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	<a href="#">アクセス</a>	「第5回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
3月26日	<a href="#">アクセス</a>	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」座長試案について
3月29日	<a href="#">アクセス</a>	「監査基準の改訂に関する意見書」の公表について
3月30日	<a href="#">アクセス</a>	株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
	<a href="#">アクセス</a>	銀行持株会社の設立認可について
	<a href="#">アクセス</a>	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正（案）の公表について
3月31日	<a href="#">アクセス</a>	「企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の5に規定する格付を指定する件」等の一部改正告

	示等について
<a href="#">アクセス</a>	「バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部を改正する告示（案）」に対するパブリック・コメントの結果等について
<a href="#">アクセス</a>	株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
<a href="#">アクセス</a>	「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
<a href="#">アクセス</a>	「所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定に基づき、所得税法第七十六条第七項第一号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるものを定める件」について
<a href="#">アクセス</a>	金融検査マニュアル等の一部改定について
<a href="#">アクセス</a>	認定個人情報保護団体の認定について
<a href="#">アクセス</a>	租税特別措置法の一部改正等に係る「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について
<a href="#">アクセス</a>	「平成22年度金融庁政策評価実施計画」の策定などについて
<a href="#">アクセス</a>	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加について
<a href="#">アクセス</a>	「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の公表について
<a href="#">アクセス</a>	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）信用格付業者向けの監督指針（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。